

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年六月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>越谷市南荻島字戸井一二六二番一 地先から 同市南荻島字戸井一二六〇番一 地先まで</p>	<p>越谷市南荻島字戸井二三四二番地先から 同市南荻島字戸井二三四二番地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>三七・五七</p>	<p>三七・五七 五八・五七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>七〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>